

平成 19 年 5 月 21 日

## 介護保険制度の被保険者・受給者範囲のあり方に関する意見

介護保険制度の被保険者・

受給者範囲に関する有識者会議

委員 喜多洋三

(全国市長会介護保険対策特別委員長)

介護保険制度の円滑な運営を図るため、意見書の取りまとめに当り、以下の観点から慎重を期することを求める。

### 記

1. 介護保険制度の被保険者・受給者範囲を拡大することについては、現時点では若年者の理解や協力を得ることが難しいと考える。財政の帳尻合わせの視点に固執することなく、目的を明確にした上で、幅広い議論を行う必要がある。
2. また、改正介護保険法が施行されたばかりであるが、未だ調整交付金の在り方など課題が山積しており、その課題整理と解決を第一義に議論すべきである。
3. 財源のあり方を含め、現行制度の問題点や課題を解決した上で、将来を見据えた持続可能な安定的な制度とする視点に立って、国民が納得できるような普遍的な制度を目指すべきである。
4. なお、平成 18 年 9 月に全国市長会が「介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲の在り方」に関する悉皆調査を行ったところ、約 9 割の市長が被保険者の対象年齢の引下げ及び介護保険制度と障害者施策との統合について、「反対」あるいは「慎重に議論すべき」という意見であった（別添資料参照）。

# 介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する調査結果

平成18年11月

全 国 市 長 会

## 【概 要】

厚生労働省は、昨年6月に成立した改正介護保険法の附則の規定等を踏まえ、本年3月に「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」を設置し、介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲をめぐる基本的課題について、検討を重ねている。

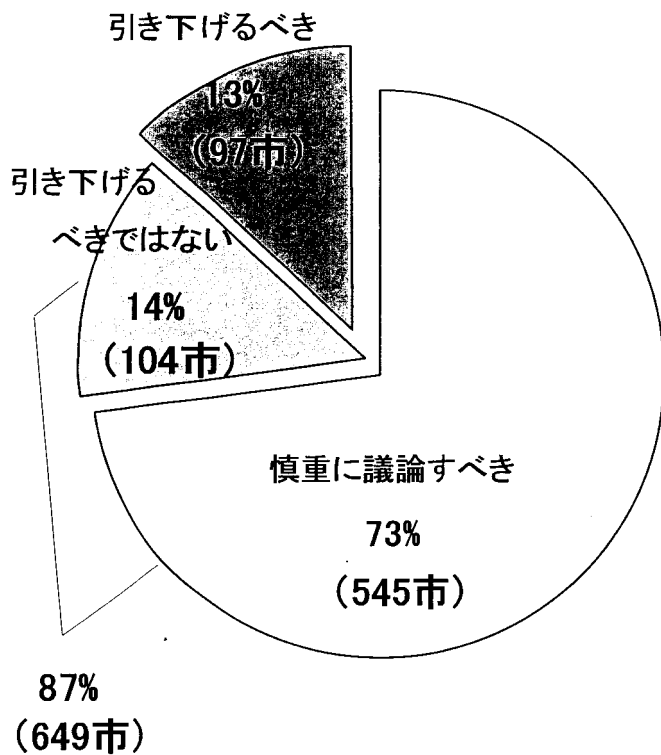
この有識者会議において、都市の意見を反映させるべく、本調査を行ったものである。

## 【調査の実施時期】

平成18年9月6日～22日

【調査対象】	全都市（特別区を含む）	802市
【回答都市数】		746市
【回答率】		93.0%

# 1 被保険者の範囲の拡大(対象年齢の引下げ)について



○「時間をかけて慎重に議論すべきである」、「対象年齢を引き下げるべきではない」とする理由(649市)(複数回答有)

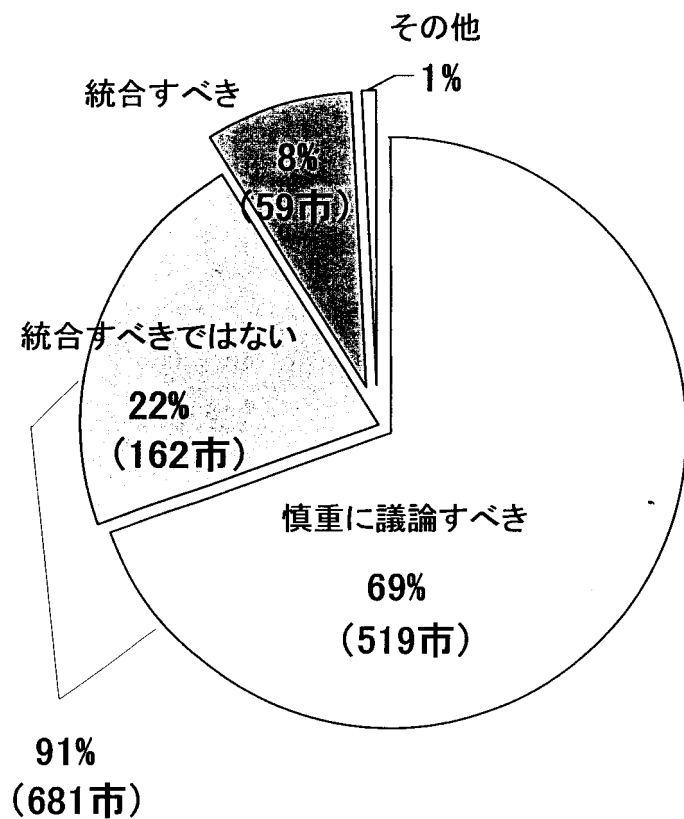
- ・若年者には給付対象者が少なく、給付と負担の関係で理解が得られないから 545市
- ・改正介護保険法や障害者自立支援法が施行され、本人負担の見直しが行われたばかりだから 317市
- ・国民健康保険料の収納率が低下する懸念があるから 22市

○「対象年齢を引き下げるべき」とする主な理由(97市)(複数回答有)

- ・今後も介護給付費が増加し、第1号保険者の保険料負担が大きくなると見込まれるから 64市
- ・年齢等で区分することは合理的でないから 39市
- ・障害者施策との統合を視野に入れるべきだから 39市

## 2 受給者の範囲(障害者施策との関係)について

○「障害者自立支援法の施行状況を見て慎重に議論すべきである」、「障害者施策と統合すべきではない」とする理由(681市)(複数回答有)



- ・社会参加を前提とする障害者施策と、現行の介護保険制度とでは目的が異なるから 429市
- ・障害者の所得保障が十分でない中、保険料及び利用者負担に課題が生じるから 364市
- ・障害者施策は社会保険になじまず、公費で賄うべきだから 312市
- ・改正介護保険法や障害者自立支援法が施行されたばかりだから 274市
- ・障害者団体等、関係者の理解がえられないから 57市

○「障害者施策と統合すべきである」とする理由(59市)(複数回答有)

- ・地域福祉の観点から介護保険制度と障害者施策を総合的に考える必要があるから 49市
- ・障害者が介護保険のサービス・社会資源を利用できるようになるから 33市
- ・誰にでも等しく、公平・公正にサービスを提供する必要があるから 30市
- ・統合により、障害者に対する関心・理解が深まり、障害者についても社会全体で支える意識が高まるから 30市
- ・統合により、障害者に対するサービス基盤が拡充されるから 26市

## 介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する中間報告（案）への意見

2007年5月21日  
横浜国立大学 関 ふ佐子

## 1. 被保険者・受給者範囲を拡大とした場合の制度設計の選択肢（p12）

## （1）被保険者を「収入のあるすべての者」とする点

私見は、給付・負担双方ともに全年齢への普遍化を支持するものであり、被保険者の範囲も、収入のある者に限定すべきではないと考える。収入のある者のみに限定すると、次のような弊害が生じうる。

- a) 収入のない者の被扶養者が要介護状態となった場合に、給付の対象から外れてしまう（給付の普遍化が達成できない）。
- b) 20歳未満の未成年者で就労している者に保険料負担を課す制度は、主に高齢世代の介護ニーズを他の世代で支える介護保険制度において、例えば保険料を負担しない大学生との関係で不公平であり、格差を助長しかねない。

被保険者を収入のある者に限定すると、例えば若い親で子育てのために仕事もできず、その親世帯の被扶養者とはなっていない者の児童が障害児であった場合、児童の医療ニーズは全国民を被保険者とする国民健康保険制度によって保障されるものの<sup>1</sup>、介護ニーズは、他の国民と同様に介護保険制度によって充足できないことになる。また、生活保護法世帯の要介護若年者についても、介護保険の対象から外れてしまう。

制度設計のあり方は、今後より詳細に検討されねばならないが、例えば国民健康保険制度のように、全国民を被保険者とする形として、働いていない者については、保険料を世帯主から徴収する方法なども制度として選択しうる。そこで、制度設計の選択肢として、普遍化したB類型において、被保険者を収入のあるすべての者に限定すべきではない。

p12の（B類型）の「具体的には」以降は削除すべきであると考え。仮に残すとしても、下記の形で修正することを提案する。

（B類型）負担面だけでなく給付面も併せて「介護保険制度の普遍化」を図り、要介護状態となった理由や年齢などを問わず介護保険制度によるサービスを受給できることとし、具体的には下記の方法などを選択する。

- ・ 被保険者（負担者）は、収入のあるすべての者とした上で、収入のない児童・学生などに対する給付は、家族給付として位置付ける。

（被保険者の範囲を20歳というような一定年齢で区切ると、障害のある被扶養者（配偶者又は子）を有する20歳未満の者に対しては、家族給付で対応するという仕組みが機能しない。）

- ・ 被保険者を全国民として、就労していない者については世帯主を負担者として、世帯主から保険料を徴収する。

（収入のある者のみを被保険者とする、収入のない者の被扶養者が保険給付の対象とならない。）

（なお、障害児に対するサービスについては、「教育、訓練」という側面が色濃いことなどを勘案して、当面、制度の対象外とすることも考えられる。）

## （2）B類型の制度設計の具体化にあたって検討すべき課題

<sup>1</sup> 国民健康保険制度は、働く者を対象とする健康保険制度の被保険者などを適用除外とする形で、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者全てを被保険者とする（国民健康保険法第5条、6条）。そして、保険料を世帯主又は組合員から徴収している（76条）。

仮に、被保険者を収入のあるすべての者と選択した場合も、全国民として働いていない者については世帯主を保険料の負担者とした場合も、(1) a) の理由から、20歳未満の者については、保険料を免除すべきである<sup>2</sup>。20歳未満の働く者は、高所得者でない場合が多く、大学に進学する者と比べて生涯所得も低い場合が多い。これらの者に高齢者の介護ニーズを支えさせる制度設計は、若年者間、とりわけ18歳から20歳までの若者の不公平感を高めるものとなりかねない<sup>3</sup>。

そこで、p13の制度設計の具体化に当たって検討すべき内容として、次の点を加えることを提案する。

③ 20歳未満の者について保険料を免除すべきかどうか。

次に、第2号被保険者の保険料の徴収方法は、現行の医療保険制度に上乗せして徴収する方法に限定されるわけではない。公平な保険料徴収方法は、今後、時間をかけて検討すべき課題と考える。そこで、さらに次の点を加えることを提案する。

④ 第2号被保険者の保険料の徴収方法を改正すべきか。

### (3) A類型

A類型とした場合、受給者の範囲については具体的に本会議で検討しておらず、「被保険者・受給者の範囲を30歳に引き下げる」という記述は、「被保険者・受給者の範囲を引き下げる」とすべきではないか。

## 2. 社会保障制度全般の一体的見直し、障害者自立支援法の制定 (p4)

障害者自立支援法の制定に関する説明の最後に、下記の文章を挿入してはどうか。

「これにより、介護保険制度創設時と比べて、高齢者と障害者の介護ニーズの共通部分を、一体として保障していく基盤が整いつつある。」

## 3. 介護保険制度の普遍化の意味 (p9)

「給付面の普遍化の結果として～」とする文章において、65歳以上の要介護状態にある障害者についての仕組みを適用することが、前回の中間報告案では説明されていた。この記述は、普遍化するの共通部分であるという説明を分かりやすくするものであり、削除する必要はないのではないか。

## 4. 被保険者・受給者範囲の基本的方向 (p10)

「高齢者の介護保険」の枠組みを維持すべきとする理由の①として、「国民健康保険料に上乗せして徴収する現行の方式では保険料の未納や滞納が増えるおそれがある」との記述があるが、これは誤解を招くので削除すべきではないか。

国民年金をイメージして、若者による保険料の未納・滞納が増えるのではないかと危惧する意見が多い。国民健康保険料に上乗せして徴収する場合、親世代の滞納はありうるものの、若者が保険料を未納・滞納するわけではない。こうした制度理解の難しさから生まれる誤解を今後助長しないためにも、この部分の記述は削除した方がよいのではないか。

<sup>2</sup> 20歳未満の者すべての保険料を免除する制度は、保険制度の基本原則を揺るがすものとして抵抗があるかもしれない。しかし、世帯主に保険料の支払い義務を課し、実質的に18～20歳の者の保険料を免除する制度であるならば、限定的に保険料を免除する制度となり、他の減免制度との関係からも、支持を得られる可能性が高いのではないか。

<sup>3</sup> 厚生年金については、20歳未満の働く者も保険料を支払っており、働く者であれば保険料を課してもよいのではないかという意見もあるが、厚生年金保険では、保険料の支払いにより自らが受け取る保険料額が増額する。これに対して介護保険制度は、保険料を多く支払ったからといって、老後に受け取る介護保険料が増額する制度ではなく、若年者世代が高齢者世代を支える世代間扶養の側面がより強い制度となっている。